

四半期報告書

(第114期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

富士フイルムホールディングス株式会社

第114期第1四半期（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）

四半期報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年8月14日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
第114期第1四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【四半期連結財務諸表】	32
2 【その他】	58
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	59
四半期レビュー報告書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第114期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古森重隆

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 経理グループ長 山村一仁

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 経理グループ長 山村一仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第114期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第113期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	653,667	502,423	2,434,344
税金等調整前四半期(当期) 純利益 (百万円)	54,987	1,177	9,442
当社株主帰属四半期(当期) 純利益(△損失) (百万円)	31,934	△695	10,524
株主資本 (百万円)	1,996,782	1,777,597	1,756,313
純資産額 (百万円)	2,128,224	1,894,473	1,872,221
総資産額 (百万円)	3,314,781	2,900,464	2,896,637
1株当たり株主資本 (円)	3,958.77	3,638.07	3,594.52
1株当たり当社株主帰属四半期 (当期)純利益(△損失) (円)	63.31	△1.42	21.10
潜在株式調整後1株当たり 当社株主帰属四半期(当期) 純利益(△損失) (円)	59.47	△1.42	21.09
株主資本比率 (%)	60.2	61.3	60.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	87,888	95,577	209,506
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△40,383	△22,806	△152,781
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△36,118	△28,100	△102,139
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	353,681	315,281	270,094
従業員数 (人)	78,765	75,929	76,252

- (注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 第114期より、財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-米国会計調査公報第51号の改訂」を適用しており、過年度の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表についても組替再表示しております。なお、「当社株主帰属」の「当社」とは、「富士フィルムホールディングス(株)」を指しております。

2【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティ オブ ライフのさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

当第1 四半期連結会計期間において、各事業部門に係る主な事業内容の変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1 四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	75,929 (6,999)
----------	----------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第1 四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	137 (3)
----------	---------

(注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第1 四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間は、昨年秋より深刻化した世界経済同時不況の影響を受け、引き続き厳しい事業環境となりました。足元の状況は、中国における景気刺激策の効果など、新興国において景気回復の兆しがありますが、米国、欧州、日本における消費、投資等の実体経済の先行きは、為替の動向も含め、依然として不透明な状況です。

このような状況において、当社の当第1四半期連結会計期間の売上高は、502,423百万円（前年同期比23.1%減）となりました。為替の円高影響に加え、世界的な景気後退、需要の減少の影響を受け、各部門の売上が減少しました。国内売上高は244,393百万円（前年同期比15.6%減）、海外売上高は258,030百万円（前年同期比29.1%減）となりました。

当社グループは、このような未曾有の厳しい環境下でも利益を生み出し確実に成長し続けていくため、早急に強靱な企業体質を構築するとともに、重点事業分野の成長戦略の再構築を推進しております。強靱な企業体質を構築するために、グループ全体・全事業を対象に、聖域を設けることなく、当連結会計年度より集中的に構造改革を断行し、徹底したコスト・経費削減を実施しております。当第1四半期連結会計期間において10,266百万円の構造改革費用を計上しております。

営業損失は、売上の減少、為替の円高による減益影響に加え、構造改革費用を計上したこと等により2,708百万円（前年同期営業利益45,931百万円）となりました。

税金等調整前四半期純利益は1,177百万円（前年同期比97.9%減）、当社株主帰属四半期純損失は695百万円（前年同期当社株主帰属四半期純利益31,934百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① イメージング ソリューション部門

カラーペーパーは、需要減少や為替の円高影響等により売上が減少しました。「フォトブック」等付加価値プリントの販売促進施策強化による拡販や主要国でのシェア拡大施策を引き続き推進していきます。

電子映像事業は、為替の円高や価格下落の影響を受け、売上が減少しました。事業環境は引き続き厳しい状況が続いておりますが、事業損益改善に向け事業構造改革を推進しております。平成21年2月に人間の眼のメカニズムに近づけた「スーパーCCD ハニカムEXR」を搭載したデジタルカメラ「FinePix F200EXR」を発売したのに続き、平成21年6月には液晶画面にタッチするだけで写真が撮れる「タッチショット」搭載の「FinePix Z300」を発売しました。さらに、平成21年8月からは世界で初めて高画質で自然な3次元映像の撮影ができ、専用メガネ不要で鑑賞できる画期的な3Dデジタル映像システム「FUJIFILM FinePix REAL 3D System」の発売を開始するなど、独自技術を活かした差別化製品の投入により拡販を図っております。また、調達コスト低減やリードタイム短縮、大幅な在庫削減を実現するなど、サプライチェーンマネジメントの強化を推進することにより採算性が大幅に改善しております。

本部門の連結売上高は、カラーフィルムやデジタルミニラボの需要が減少した影響に加え、デジタルカメラの競争激化による価格下落、為替の円高影響等により、80,243百万円（前年同期比28.4%減）となりました。営業損失は、売上の減少に加え構造改革費用を計上したこと等により、9,695百万円（前年同期営業利益422百万円）となりました。

② インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業は、世界的な景気後退の影響による需要の減少や、国内の診療報酬改定の影響によるフィルム需要の減少等により、売上が減少しました。今後も、小型FCRを軸に新興国市場での販売強化を進めるとともに、平成20年12月に発売を開始した世界最小画素による高解像度を実現した乳がん検査用X線撮影装置「AMULET」等、高付加価値製品の拡販を推進していきます。一方、ネットワークシステム関連の売上は、医療機関のIT化の進展に伴い堅調に推移しております。医用画像情報ネットワークシステム「SYNAPSE」は、国内導入施設が1,100施設を超え、トップシェアを獲得しています。平成21年4月に循環器検査レポート・画像管理システム「SYNAPSE CardioVascular」を発売し、医師の画像診断を支援するシステムを強化しています。また、テレビコマーシャルで提案しているように、病院間や中核病院と診療所のネットワーク化を進め、遠隔読影サービスの提供等による地域医療の向上や医師不足の解消に引き続き貢献していきます。

ライフサイエンス事業は、技術や性能に対する評価が高まったことに加え、新製品の投入や広告宣伝効果等により、化粧品「アスタリフト」やサプリメント等のヘルスケア製品の販売が大幅に増加しました。また、医薬品については、新型インフルエンザの脅威が拡大する中、子会社の富山化学工業(株)が、既存の治療薬とは異なる仕組みで治療効果が確認された新インフルエンザ治療薬「T-705」等の有力新薬候補の早期発売を目指し、富士フィルム(株)と連携して開発を進めています。さらに、薬理と合成を中心とした従来型の創薬技術に富士フィルム独自の先端技術を融合、画期的な医薬品の創出を目指し、平成21年6月に富士フィルム医薬品研究所を設立しました。

グラフィックシステム事業は、出版物の減少、新聞紙面削減等の影響により売上が減少しましたが、成長分野であるデジタルプリンティングの分野では、ワイドフォーマットインクジェットシステム「Acuity advance」「Acuity advance X2」の販売が堅調に推移しており、引き続き当分野における拡販を強化していきます。また、次世代インクジェットデジタルプリンティングシステム「Jet Press 720 (仮称)」については、今秋よりユーザーテストを開始し、量産の準備に入る予定です。

フラットパネルディスプレイ材料事業は、中国政府の家電普及政策による液晶テレビ需要の増加等により、「WVフィルム」や「フジタック」の販売が急回復しております。新興国を中心に伸長する液晶テレビの需要に対応するため、平成21年7月に、富士フィルムオプトマテリアルズ(株)の「WVフィルム」第9工場を本格稼働させました。

情報・産業機材事業は、世界的な景気後退の影響による需要の減少により、売上が減少しました。カメラ付き携帯電話用レンズユニットの需要は引き続き厳しい状況にありますが、差別化・高付加価値商品の投入により、市場シェア拡大を図っていきます。また、携帯電話用カメラモジュール、認証用レンズなど、新領域の拡大を推進しております。

本部門の連結売上高は、世界的な景気後退の影響を受けグラフィックシステム事業や情報・産業機材事業の売上が減少したこと等により、204,580百万円（前年同期比22.9%減）となりました。営業利益は、売上の減少、為替の円高影響に加え、構造改革費用を計上したことを受け4,617百万円（前年同期比82.4%減）となりました。

③ ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業は、国内においては、景気悪化に伴う企業の投資抑制の影響を受け、販売台数が減少しました。企業における経費引き締めの影響は継続しておりますが、コピー枚数の減少幅が縮小傾向となっており、底打ちが期待されます。中国市場で販売台数が増加に転じましたが、米国ゼロックス社向け出荷台数は減少しました。今後も厳しい事業環境が続くと予想されますが、オフィス向けフルカラーデジタル複合機「ApeosPort-IVシリーズ」4機種および、「DocuCentre-IVシリーズ」4機種の計8機種を平成21年8月に発売するなど業界トップの省エネ商品のラインアップを拡充していきます。オフィスの生産性向上などの価値・効用を提案しながら、省電力、省スペース、省資源など環境負荷を統合的に削減するソリューションもあわせて提供することにより、引き続き売上の拡大を推進するとともに、国内コピーボリュームのトップシェアを確固たるものとしていきます。

オフィスプリンター事業は、国内および米国ゼロックス社向け輸出においては、需要の減少により販売台数が減少しました。アジア・オセアニア地域においては、中国市場での販売が好調に推移したことにより、販売台数が大きく増加しました。

プロダクションサービス事業は、国内においては、販売台数が減少しましたが、アジア・オセアニア地域においては、ライトプロダクション・カラーシステム「700 Digital Color Press」の販売が好調に推移したことにより、販売台数が増加しました。米国ゼロックス社向け輸出においては、出荷台数は減少したものの、「700 Digital Color Press」の出荷が引き続き増加しました。

グローバルサービス事業は、景気悪化の影響により、売上が減少しましたが、オフィスやモバイル環境において複写機・プリンターなどの出力環境を統合的に管理し、企業のITおよびオフィスインフラのコスト削減を支援するマネージド・プリント・サービスの売上が伸長しました。

本部門の連結売上高は、需要の低迷による販売の減少に加え、為替の円高による影響等により、217,600百万円（前年同期比21.3%減）となりました。営業利益は、売上の減少、為替の円高影響に加え構造改革費用を計上したことを受け3,624百万円（前年同期比82.0%減）となりました。

事業の所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

フラットパネルディスプレイ材料事業、情報・産業機材事業、メディカルシステム事業及び複合機の売上減少等により連結売上高は307,756百万円（前年同期比20.8%減）、営業損失は4,746百万円（前年同期営業利益38,526百万円）となりました。

② 米州

イメージングソリューション部門、グラフィックシステム事業及び複合機の売上減少等により連結売上高は77,040百万円（前年同期比26.5%減）、営業損失は3,448百万円（前年同期営業利益360百万円）となりました。

③ 欧州

イメージングソリューション部門及びグラフィックシステム事業の売上減少等により連結売上高は53,081百万円（前年同期比33.9%減）、営業損失は3,125百万円（前年同期営業利益3,138百万円）となりました。

④ アジア等

ドキュメントソリューション部門における為替の円高による影響等により連結売上高は64,546百万円（前年同期比19.5%減）、営業利益は3,036百万円（前年同期比62.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、前連結会計年度末より45,187百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末においては315,281百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は95,577百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して7,689百万円（8.7%）増加しておりますが、これは棚卸資産が減少したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は22,806百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して支出が17,577百万円（43.5%）減少しておりますが、これは有形固定資産の購入が減少したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は28,100百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して支出が8,018百万円（22.2%）減少しておりますが、これは配当金支払額が減少したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、中期経営計画VISION75の基本戦略に基づき、イメージング分野を中心とした構造改革を実施するとともに、成長が期待される重点事業分野を定めて経営資源を集中させ、これらの事業を大きく伸ばしてきました。しかし、「(1) 業績の状況」に記載のとおり、世界的な経済環境の悪化により、当社グループの業績は一転して急激に悪化し、今後も厳しい状況が続くと思われま

す。当社グループは、このような未曾有の厳しい環境下でも、利益を生み出し確実に成長し続けていくため、早急に強靱な企業体質を構築するとともに、重点事業分野の成長戦略を再構築してまいります。

まず、強靱な企業体質を構築するために、グループ全体・全事業を対象に、聖域を設けることなく、構造改革を当連結会計年度より集中的に断行するとともに、徹底したコスト・経費削減を実施してまいります。

具体的には、①間接部門の大幅スリム化、②研究開発の効率化・重点分野へのシフト、③フォト事業の徹底的なスリム化、④デジタルカメラ事業の抜本改革、⑤ドキュメントソリューション部門の経営革新活動の強化を柱とする構造改革を行い、グループ全体で大幅な固定費削減・資産圧縮を図ります。当連結会計年度において約1,450億円の構造改革費用が発生する見込みです。

さらに、「メディカルシステム・ライフサイエンス」「グラフィックシステム」「ドキュメント」「光学デバイス」「高機能材料」といった、今後も市場成長が期待される重点事業分野に経営資源を集中的に投入するとともに、新興国において販売を拡大しシェアアップを図る等、成長戦略を再構築してまいります。同時に、変革リーダーの育成をはじめとした人材戦略を強化するとともに、経営資源の重点化を実現するためにROA等の資産効率の指標を各事業の評価基準として導入する等、当社グループが今後継続して成長していくための基盤も構築してまいります。

これらの経営施策を遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指します。

当第1四半期連結会計期間においては、上記構造改革は計画通りに進捗しており、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社の財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。

他方、当社の財務及び事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が出現した場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと考えております。しかしながら、買収提案者の行う提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行えるように、必要な情報の提供と相当な検討期間を確保するための合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務と考えております。もとより、かかるルールは、取締役が自己の保身をを図るなど、当社取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければならないと考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針の実現のために、前記「当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策に取組み、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

i) 株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）導入の目的

上記のとおり、当社は、当社に対する買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものであると考えています。その場合に、株主の皆様がインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするための適正ルールの導入が必要であると考え、当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決定いたしました。本ルールは、代替案の検討を含め、当社取締役会が買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、買収提案が行われた時点における株主の皆様が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、当該判断が公正で透明性の高い手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

ii) 本ルールの概要

当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）が本ルールに定める要件（必要情報の提出と検討期間の待機）を遵守するときは、当社は、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否につき、その時点における株主の皆様の最終判断を求めるため、株主意思の確認手続きを行います。

当社取締役会が、当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きに進むことはありません。対抗措置である新株予約権の無償割当ての実施は、株主意思の確認手続きの結果、新株予約権の無償割当てに関し株主の皆様の賛同があった場合、又は本ルールに基づく手続きが遵守されない場合に限られます。

iii) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は施行日（平成19年3月30日）から3年間とし、その更新については当社の社外取締役及び社外監査役の意見を尊重したうえで、取締役会の決議をもって行います。

iv) 新株予約権の無償割当てにより株主の皆様に与える影響等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において設定する割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき当社取締役会が別途定める新株予約権割当個数をもって新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、新株予約権を保有する株主の方が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり1円）の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ（当社が新株予約権の取得の手続きを取り、新株予約権の取得の対価として新株予約権を保有する株主に当社の普通株式等を交付する場合を除きます。）、他の株主の方による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

④前記②及び③の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものではないこと及びその理由

i) 前記②の取組みについて

前記②の取組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また取締役の状態の維持を目的とするものではないことは、前記「当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策の内容から明らかであると考えます。

ii) 前記③の取組みについて

買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じて、買収提案が行われた時点における株主の皆様に委ねるべきとの基本方針に沿って本ルールは設計されており、株主共同の利益を最大限に尊重するものといえます。加えて、本ルールは、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益の最大化のために代替案を検討しうる機会を確保するとともに、株主の皆様にインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する仕組みになっております。

買収提案がなされた場合の本ルールに基づくこれらの手続きは、事前に客観的かつ具体的に定められており、極めて透明性の高い制度設計となっています。更に、本ルールは、当社取締役会の恣意的判断で株主意思の確認手続きを阻止したり、手続きの進行を遅延させたりできないような仕組みとなっており、取締役が自己の地位を維持することを目的として買収防衛策を発動することができないように設計されております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、43,656百万円（前年同期比5.8%減）であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	780個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フイルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,286個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	128,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）

は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,706個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～平成29年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フイルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,826個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	182,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円
新株予約権の行使期間	平成22年8月29日～平成30年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

②旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債（平成18年4月5日発行）

新株予約権付社債の 名称	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
富士写真フイルム株式 会社2011年満期A号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
	新株予約権付社債の残高	50,942百万円

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
富士写真フイルム株式会社2011年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	51,689百万円	

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
富士写真フイルム株式会社2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高	50,858百万円	

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
富士写真フイルム株式会社2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	51,299百万円	

- (注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社の普通株式の総数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下、「転換価額」と記述します。）で除した数とします。但し、行使によって生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。

なお、転換価額は次のとおり修正されます。

- (1) 転換価額は、（2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成21年3月31日及び平成22年3月31日又は（2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成20年9月30日、平成21年9月30日、平成22年9月30日、平成23年9月30日及び平成24年9月30日（以下それぞれを「修正日」と記述します。）の翌日以降、各修正日まで（当日を含みます。）の10連続取引日（但し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」と記述します。）のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とします。）の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。以下「修正日価額」と記述します。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正日価額が3,770円（以下「下限転換価額」と記述します。但し、下記(2)による調整を受けます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日は含みません。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

- (3) 上記(1)、(2)に従い、平成20年8月28日の取締役会において決議されたストックオプション発行に伴い、同年10月2日に2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額はそれぞれ5,274.0円及び3,767.1円に調整され、2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額は共に3,767.1円に調整されております。さらに平成21年4月1日に2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額は3,767.1円に修正されております。
- 2 本社債の繰上げ償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却の場合、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。
- なお、当社普通株式の終値が5連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の115%を上回った場合、当社は本社債権者に対して当該5連続取引日の末日から10営業日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、繰上げ償還を選択することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	514,625,728	—	40,363	—	63,636

(5) 【大株主の状況】

平成21年6月2日付で野村証券株式会社及び同社グループ2社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年5月26日現在の同社グループ3社が保有する当社株式は1,627千株である旨報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末現在における実質所有株式数は確認できておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,973,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 146,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 488,044,700	4,880,444	—
単元未満株式	普通株式 461,628	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	4,880,444	—

(注) 1 単元未満株式には次の株式が含まれております。

相互保有株式—大東化学株式会社所有10株、自己株式—当社所有82株

2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フィルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	25,973,000	—	25,973,000	5.04
(相互保有株式) 大東化学株式会社	東京都中央区日本橋 本石町四丁目4—20	146,400	—	146,400	0.03
計	—	26,119,400	—	26,119,400	5.07

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が平成21年6月30日現在、1,100株（議決権の数11個）あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	2,780	2,815	3,100
最低(円)	2,165	2,380	2,690

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」と記述します。）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当第1四半期連結 会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
I 流動資産					
1	現金及び 現金同等物	注11	315,281		270,094
2	有価証券	注3, 11	31,497		29,224
3	受取債権				
	(1)営業債権及び リース債権		436,935	468,836	
	(2)関連会社等に 対する債権		23,999	20,484	
	(3)貸倒引当金		△18,079	△16,803	472,517
4	棚卸資産	注4	361,888		368,250
5	前払費用及び その他の流動資産	注10, 11	162,642		162,614
	流動資産合計		1,314,163		1,302,699
II 投資及び長期債権					
1	関連会社等に 対する投資及び 貸付金	注5	50,917		49,657
2	投資有価証券	注3, 11	145,290		133,208
3	長期リース債権 及びその他の 長期債権	注10, 11	109,227		105,514
4	貸倒引当金		△4,342		△4,461
	投資及び 長期債権合計		301,092		283,918
III 有形固定資産					
1	土地		97,483		97,231
2	建物及び構築物		667,113		664,991
3	機械装置及び その他の有形 固定資産		1,677,373		1,661,918
4	建設仮勘定		56,511		55,354
			2,498,480		2,479,494
5	減価償却累計額		△1,810,031		△1,781,488
	有形固定資産合計		688,449		698,006
IV その他の資産					
1	営業権		329,078		328,958
2	その他の無形固定 資産		72,719		74,286
3	その他		194,963		208,770
	その他の資産合計		596,760		612,014
資産合計			2,900,464		2,896,637

		当第1四半期連結 会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
I 流動負債					
1 社債及び 短期借入金			47,710		67,559
2 支払債務					
(1) 営業債務		181,532		197,029	
(2) 設備関係債務		23,959		21,130	
(3) 関連会社等に 対する債務		3,594	209,085	3,385	221,544
3 未払法人税等			9,538		9,435
4 未払費用			193,489		174,172
5 その他の流動負債	注10, 11		59,290		60,860
流動負債合計			519,112		533,570
II 固定負債					
1 社債及び 長期借入金	注10		254,141		253,987
2 退職給付引当金			154,800		157,277
3 預り保証金及び その他の固定負債	注10, 11		77,938		79,582
固定負債合計			486,879		490,846
負債合計			1,005,991		1,024,416
契約債務及び 偶発債務	注8				
純資産の部					
I 株主資本					
1 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数 800,000,000株					
発行済株式総数 514,625,728株			40,363		40,363
2 資本剰余金			69,754		69,739
3 利益剰余金			1,918,324		1,919,019
4 その他の包括利益 (△損失)累積額			△168,247		△190,205
5 自己株式(取得原価)			△82,597		△82,603
当第1四半期連結会計 期間末 26,015,855株					
前連結会計年度末 26,017,005株					
株主資本合計	注7		1,777,597		1,756,313
II 非支配持分	注7		116,876		115,908
純資産合計			1,894,473		1,872,221
負債・純資産合計			2,900,464		2,896,637

(2) 【四半期連結損益計算書】

区分	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 売上高					
1 売上高		553,715		414,858	
2 レンタル収入		99,952	653,667	87,565	502,423
II 売上原価					
1 売上原価		344,063		268,048	
2 レンタル原価		40,437	384,500	35,661	303,709
売上総利益			269,167		198,714
III 営業費用					
1 販売費及び 一般管理費		176,889		147,500	
2 研究開発費		46,347	223,236	43,656	191,156
構造改革費用前 営業利益	注12		45,931		7,558
3 構造改革費用	注12		—		10,266
営業利益(△損失)			45,931		△2,708
IV 営業外収益及び 費用(△)					
1 受取利息及び配当金		3,198		1,923	
2 支払利息		△1,828		△1,232	
3 為替差損益・純額	注10	7,976		2,491	
4 その他損益・純額	注3, 10	△290	9,056	703	3,885
税金等調整前四半期 純利益			54,987		1,177
V 法人税等			21,593		2,264
VI 持分法による投資損益			1,604		515
四半期純利益 (△損失)			34,998		△572
VII 控除：非支配持分帰属 損益			△3,064		△123
当社株主帰属四半期 純利益(△損失)			31,934		△695

1株当たり当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	63.31円	△1.42円
潜在株式調整後1株当たり当社 株主帰属四半期純利益(△損失)	59.47円	△1.42円
1株当たり現金配当	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
1 四半期純利益(△損失)		34,998	△572
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整			
(1) 減価償却費		51,577	44,994
(2) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		△1,079	△170
(3) 資産及び負債の増減			
受取債権の減少		46,457	35,459
棚卸資産の増加(△)・減 少		△17,544	12,644
営業債務の減少		△20,229	△14,782
未払法人税等及びその 他負債の増加		9,484	16,152
(4) その他		△15,776	1,852
営業活動による キャッシュ・フロー		87,888	95,577
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の購入		△41,653	△19,701
2 ソフトウェアの購入		△4,100	△2,865
3 有価証券・投資有価証券等 の売却・満期償還		4,008	8,146
4 有価証券・投資有価証券等 の購入		△203	△3,084
5 関係会社投融資及びその他 貸付金の増加(△)・減少		3,063	△1,392
6 その他		△1,498	△3,910
投資活動による キャッシュ・フロー		△40,383	△22,806

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
1 長期債務による調達額		54	—
2 長期債務の返済額		△1,735	△259
3 短期債務の減少(純額)		△22,160	△21,316
4 親会社による配当金 支払額		△8,828	△6,108
5 非支配持分への配当金 支払額		△3,438	△410
6 自己株式の取得(純額)		△11	△7
財務活動による キャッシュ・フロー		△36,118	△28,100
IV 為替変動による現金 及び現金同等物への影響		11,368	516
V 現金及び現金同等物純増加		22,755	45,187
VI 現金及び現金同等物 期首残高		330,926	270,094
VII 現金及び現金同等物 四半期末残高		353,681	315,281

四半期連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージング ソリューションではカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションではメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションではオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約51%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、ブラジル、オランダ、シンガポール及び中国に所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

当四半期連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国会計調査公報、米国会計原則審議会意見書及び米国財務会計基準審議会基準書(以下、「財務会計基準書」と記述します。))等に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社の米国預託証券は1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場されております。当社は1934年米国証券取引所法に基づく米国証券取引委員会規則12g3-2(b)の適用を認められ、年次報告書様式20-Fの米国証券取引委員会への提出を免除されております。また、同12g3-2(f)により、米国式連結財務諸表を含むアニュアルレポート等のウェブサイトによる公告を認められております。なお、当社は平成21年7月31日をもって、米国預託証券のNASDAQ上場を廃止致しましたが、今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法与当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前四半期純利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

(イ)連結の範囲及び持分法の適用は、米国会計調査公報第51号、財務会計基準書解釈指針第46号(改訂版)、財務会計基準書第94号、米国会計原則審議会意見書第18号及び財務会計基準書第160号に基づいております。

(ロ)財務会計基準書第13号に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価額を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。

(ハ)剰余金の配当は、当第1四半期連結累計期間に対応する事業期間に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。

(ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、米国公認会計士協会参考意見書第93-7号に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。

(ホ)財務会計基準書第87号、第132号(改訂版)及び第158号に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、開示しております。また、財務会計基準書第88号に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額はそれぞれ約2,221百万円(利益)及び約3,612百万円(利益)であります。

(ヘ)デリバティブについては、財務会計基準書第133号(一部改訂)を適用しております。

- (ト)財務会計基準書第157号に基づき、資産及び負債の公正価値の測定について開示しております。また、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号に基づき、金融商品の公正価値について開示しております。
- (チ)財務会計基準書第160号に基づき、純資産の部を株主資本と非支配持分とに識別して開示し、四半期純利益(損失)は非支配持分を含めて表示しております。また、財務会計基準書第130号に基づき、包括利益を開示しております。包括利益は四半期純利益(損失)、有価証券未実現損益の増減、為替換算調整額の増減、年金負債調整額の増減及びデリバティブ未実現損益の増減から構成されております。
- (リ)四半期連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。
- (ヌ)財務会計基準書第115号に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更しておりません。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額はありませぬ。
- (ル)財務会計基準書第131号に基づき、オペレーティングセグメント及び地域別セグメント情報を開示しております。
- (ヲ)財務会計基準書第142号に基づき、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ約3,838百万円(利益)及び約4,200百万円(利益)であります。
- (ワ)財務会計基準書第143号に基づき、有形固定資産の特定の除却債務及び除却費用の会計処理を行っております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。
- (カ)将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、財務会計基準書第43号及び緊急問題特別委員会(EITF)基準書第06-2号に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。
- (コ)四半期連結貸借対照表上、譲渡性預金は現金及び現金同等物に含めて表示しております。
- (ク)四半期連結損益計算書上、富士フイルムホールディングス(株)の株主に帰属する四半期純利益(損失)を当社株主帰属四半期純利益(損失)として表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

当四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、関連会社等と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。四半期純利益(損失)には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の四半期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて四半期連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目であるその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含めております。これらの当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における公正価値はそれぞれ78,966百万円、49,462百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部のその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないかと判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分についてはその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性、及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は四半期連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(7) 法人税等

法人税等は財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、財務会計基準書解釈指針第48号「法人税における不確実性に関する会計処理—財務会計基準書第109号の解釈」に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

当第1四半期連結累計期間において一部の子会社で繰延税金資産に対する評価性引当金を計上したこと及び税務上損金に算入されていない費用の計上等により、実効税率は法定税率の40.6%に対して著しく乖離しております。

(8) 1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)

1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)は前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後の1株当たりの当社株主帰属四半期純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果、及びストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益の計算より除いているものの、将来において1株当たり当社株主帰属四半期純利益を希薄化させる可能性のある転換社債型新株予約権付社債を当第1四半期連結会計期間末において53,091,236株、発行済みのストックオプションを当第1四半期連結会計期間末及び前第1四半期連結会計期間末においてそれぞれ559,800株及び170,600株有しております。

(9) 後発事象

財務会計基準書第165号「後発事象」に基づき当第1四半期連結会計期間末後の後発事象は当四半期報告書提出日現在までの期間において評価しております。

(10) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当第1四半期連結会計期間末の表示にあわせて組替再表示しております。

(11) 新会計基準

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第141号「企業結合」を改訂しました。財務会計基準書第141号(改訂版)では、買収企業が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分及び取得した営業権の認識及び測定に関する基準及び要件を規定しております。また、財務会計基準書第141号(改訂版)は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要件を規定しております。財務会計基準書第141号(改訂版)は、平成20年12月15日より後に始まる会計年度の期首以降を買収日とする企業結合において適用され、当社においては平成21年4月1日より始まる会計年度から適用しております。当第1四半期連結会計期間において財務会計基準書第141号(改訂版)の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—米国会計調査公報第51号の改訂」を発行しました。財務会計基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社及び非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、及び子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。また財務会計基準書第160号は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。財務会計基準書第160号は、平成20年12月15日より後に始まる会計年度より適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用しております。財務会計基準書第160号の適用により、従来連結貸借対照表において負債の部と資本の部の中間に分類していた少数株主持分を非支配持分とし、純資産の部を含めて表示しております。また、四半期純利益の概念を変更し、非支配持分に帰属する損益を含めて表示しており、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目を変更しております。更に、過年度の連結財務諸表についても組替再表示しております。財務会計基準書第160号の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年4月に、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号「資産もしくは負債の活動量及び活動水準が著しく低下した場合における公正価値の決定と通常ではない取引の識別」を発行しました。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号は、資産もしくは負債の活動量及び活動水準が著しく低下した場合においても、公正価値は市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格であると確認し、その際に用いられる評価技法について議論し、通常ではない取引を識別する追加的な要因を明らかにしております。また、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号は、年度及び期中会計期間の財務諸表の公正価値に関する追加的な開示を要求しております。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号は、平成21年6月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度より適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間より開示しております。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年4月に、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号「一時的ではない価値の下落の認識と表示」を発行しました。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号は、負債証券の一時的ではない価値の下落の認識と測定に関する要件を修正しております。また、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号は、連結財務諸表の表示方法を変更し、期中会計期間の財務諸表への開示を含む追加の開示を要求しております。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号は、平成21年6月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度より適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間より開示しております。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年4月に、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号及び米国会計原則審議会意見書第28-1号「金融商品の公正価値の期中開示」を発行しました。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号及び米国会計原則審議会意見書第28-1号は、期中会計期間の財務情報において金融商品の公正価値を開示することを求めています。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号及び米国会計原則審議会意見書第28-1号は、平成21年6月15日より後に終了する会計期間より適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間より開示しております。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号及び米国会計原則審議会意見書第28-1号の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年5月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第165号「後発事象」を発行しました。財務会計基準書第165号は、貸借対照表日から財務諸表提出日または財務諸表提出が可能となった日までに発生した事象または取引に関する会計処理及び開示に関する一般的な基準を規定しております。財務会計基準書第165号は、平成21年6月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度より適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間末後の期間について事象を評価した期間の最終日について開示しております。財務会計基準書第165号の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれており、これらの当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	当第1四半期連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券								
社債	31,676	10	189	31,497	29,610	—	386	29,224
	31,676	10	189	31,497	29,610	—	386	29,224
	当第1四半期連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券								
国債及び 外国政府債	6,852	201	—	7,053	6,852	186	—	7,038
社債	22,605	113	410	22,308	32,670	52	1,004	31,718
株式	68,359	26,823	8,054	87,128	68,332	15,464	15,242	68,554
投資信託	19,101	—	4,444	14,657	18,134	—	6,278	11,856
	116,917	27,137	12,908	131,146	125,988	15,702	22,524	119,166

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却利益額及び売却損失額にそれぞれ重要性はありません。

当第1四半期連結会計期間末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、一部の負債証券については、証券発行者がペナルティなしに繰上償還できる権利を持っているため、実際の満期は契約上の満期と異なることがあります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	31,676	31,497
1年超5年以内	26,705	26,543
5年超10年以内	2,052	2,156
10年超	700	662
	61,133	60,858

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	—	—	39,209	599	39,209	599
株式	27,564	7,961	1,470	93	29,034	8,054
投資信託	6,574	2,642	8,083	1,802	14,657	4,444
	34,138	10,603	48,762	2,494	82,900	13,097

前連結会計年度末

	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	2,986	35	49,439	1,355	52,425	1,390
株式	33,834	14,981	944	261	34,778	15,242
投資信託	11,016	6,063	840	215	11,856	6,278
	47,836	21,079	51,223	1,831	99,059	22,910

平成21年6月30日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式及び投資信託であり、その銘柄数は約80であります。これらの市場性のある株式及び投資信託の公正価値が下落した主な理由は、株式市場の一時的な下落に起因するものと考えております。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当第1四半期連結累計期間は株式市場が下落基調から回復基調に転じており、株式及び投資信託の公正価値の下落が一時的でないと判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式及び投資信託を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式及び投資信託の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらぬものと判断しました。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ14,144百万円及び14,042百万円であります。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ7,638百万円及び7,617百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値を見積ることが実務上困難なこと及び投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

4 棚卸資産

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	211,023	222,613
半製品・仕掛品	72,052	66,569
原材料・貯蔵品	78,813	79,068
	<u>361,888</u>	<u>368,250</u>

5 関連会社等に対する投資

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ43,196百万円及び42,194百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング、インフォメーション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。当社の持分法適用の関連会社等の経営成績は次のとおりであります。

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
売上高	79,297	57,654
四半期純利益(△損失)	3,392	△281

6 退職給付制度

前第1四半期連結累計期間において、当社の一部の子会社で、適格退職年金制度の清算及び縮小が発生しております。この退職給付制度の清算及び縮小に伴い815百万円を退職給付費用に含めて処理しております。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	4,858	5,385
利息費用	3,031	3,427
期待運用収益	△3,745	△3,390
数理計算上の差異の償却額	988	1,964
過去勤務債務の償却額	△463	△466
会計基準変更時差異の償却額	95	1
制度清算及び縮小による損失	815	—
退職給付費用	<u>5,579</u>	<u>6,921</u>

7 純資産

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における純資産の変動は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間			当第1四半期連結累計期間		
	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)
前連結会計年度末	1,922,353	128,992	2,051,345	1,756,313	115,908	1,872,221
四半期純利益 (△損失)	31,934	3,064	34,998	△695	123	△572
その他包括利益						
有価証券未実現損 益変動額	5,738	2	5,740	12,454	243	12,697
為替換算調整額	36,180	2,713	38,893	9,080	1,040	10,120
年金負債調整額	223	33	256	412	108	520
デリバティブ未実 現損益変動額	137	51	188	12	4	16
包括利益	74,212	5,863	80,075	21,263	1,518	22,781
非支配持分への配当金	—	△3,438	△3,438	—	△410	△410
その他	217	25	242	21	△140	△119
第1四半期連結 会計期間末	1,996,782	131,442	2,128,224	1,777,597	116,876	1,894,473

8 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当第1四半期連結会計期間末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で28,152百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が20,118百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、当社及び一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は20,057百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から26年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払いが生じたことはなく、当第1四半期連結会計期間末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当第1四半期連結会計期間末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は35,867百万円であります。当第1四半期連結会計期間末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、4,203百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より一年間あります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	6,802	8,410
期中引当金繰入額	2,320	10,590
期中目的取崩額	△2,342	△11,820
失効を含むその他増減	△73	△378
引当金期末残高	6,707	6,802

9 1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)

1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)及び潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)の計算は次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間は、潜在株式は存在するものの当社株主帰属四半期純損失を計上しており希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純損失の計算には含めておりません。

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
当社株主帰属四半期純利益(△損失)	31,934	△695
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	95	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	114	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	91	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	114	—
潜在株式調整後当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	32,348	△695
	前第1四半期 連結累計期間 (株)	当第1四半期 連結累計期間 (株)
平均発行済株式数	504,395,804	488,609,055
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,477,415	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,477,415	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	10,206,581	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	10,206,581	—
ストックオプション	165,452	—
潜在株式調整後発行済株式数	543,929,248	488,609,055
	前第1四半期 連結累計期間 (円)	当第1四半期 連結累計期間 (円)
1株当たり当社株主帰属四半期純利益 (△損失)	63.31	△1.42
潜在株式調整後1株当たり当社株主 帰属四半期純利益(△損失)	59.47	△1.42

10 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社及び一部の子会社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約を結んでおります（最長期間は平成21年10月まで）。円の価値が外貨(主として米国ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で四半期連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。ヘッジとして有効でない又はヘッジの有効性評価から除外されたデリバティブ又はその一部に関する損益が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

当第1四半期連結会計期間末において輸出売上及び輸入仕入に関連して、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失29百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効であります。一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、当社はこれらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約の残高は次のとおりであります。

	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	25,621	27,085
外国為替予約契約(購入)	31,364	27,829
通貨スワップ契約	13,125	8,467
通貨金利スワップ契約	10,086	18,791
金利スワップ契約	20,892	21,190

連結財務諸表に与える影響

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産

貸借対照表科目	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	182	400
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品合計		182	400
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	307	194
外国為替予約	長期リース債権及びその他の長期債権	—	103
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	—	1,763
通貨スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	215	—
通貨金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	314	5,859
金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	3	—
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品合計		839	7,919
合計		1,021	8,319

デリバティブ負債

貸借対照表科目	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	58	939
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品合計		58	939
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	227	387
通貨スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	1,146	144
通貨金利スワップ	その他の流動負債	47	43
通貨金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	450	—
金利スワップ	その他の流動負債	93	101
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	584	619
その他	その他の流動負債	—	354
財務会計基準書第133号にて ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品合計		2,547	1,648
合計		2,605	2,587

当第1四半期連結累計期間におけるデリバティブに関する四半期連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フローヘッジ	その他の包括利益 (損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	△1,094	売上高	△48
外国為替予約	—	売上原価	△48
外国為替予約	—	為替差損益・純額	△542
合計	△1,094		△638

ヘッジ指定されて いないデリバティブ	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△41
通貨スワップ	為替差損益・純額	△787
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	△432
金利スワップ	その他損益・純額	74
その他	その他損益・純額	362
合計		△824

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用の評価の見直しによって、限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ・現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・有価証券、投資有価証券：
活発な市場のある国債、株式及び投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。
- ・預り保証金：
変動金利の金融商品であるため公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値(1年以内償還・返済予定分を含む)は当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末でそれぞれ52,190百万円及び52,780百万円であります。

なお、平成18年4月5日に発行された無担保ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、公表されている指標価格がなく、また公正価値の見積りが実務上極めて困難であるため、上記の当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の公正価値金額には含まれておりません。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における無担保ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内訳は次のとおりであります。

満期日	利率	帳簿価額	
		当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
平成23年3月31日	LIBOR-0.3000%	50,943	50,870
平成23年3月31日	0.5000%	51,690	51,560
平成25年3月31日	LIBOR-0.3000%	50,859	50,793
平成25年3月31日	0.75000%	51,300	51,200
		204,792	204,423

・デリバティブ：

外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ1,021百万円及び8,319百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ2,605百万円及び2,587百万円であります。

1.1 公正価値の測定

財務会計基準書第157号は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットは観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物				
譲渡性預金	—	74,100	—	74,100
国債等	4,000	866	—	4,866
有価証券				
社債	—	31,497	—	31,497
投資有価証券				
国債及び外国政府債	6,832	221	—	7,053
社債	—	22,308	—	22,308
株式	87,128	—	—	87,128
投資信託	14,657	—	—	14,657
デリバティブ資産	—	1,021	—	1,021
負債				
デリバティブ負債	—	2,605	—	2,605

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物				
譲渡性預金	—	43,000	—	43,000
国債等	5,499	963	—	6,462
有価証券				
社債	—	29,224	—	29,224
投資有価証券				
国債及び外国政府債	6,822	216	—	7,038
社債	—	31,718	—	31,718
株式	68,544	10	—	68,554
投資信託	11,856	—	—	11,856
デリバティブ資産	—	8,319	—	8,319
負債				
デリバティブ負債	—	2,587	—	2,587

レベル1に含まれる投資有価証券は、主に国債、上場株式、投資信託であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれるのは、主に社債であり、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債には、外国為替予約、通貨スワップ、通貨金利スワップ、金利スワップ等が含まれており、取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。

当第1四半期連結累計期間においてレベル3に分類された資産及び負債はありません。前第1四半期連結累計期間におけるレベル3に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	前第1四半期 連結会計期間 期首 (百万円)	実現利益 (百万円)	未実現利益 (百万円)	売却 (百万円)	前第1四半期 連結会計期間 末 (百万円)
投資有価証券	2,548	—	96	—	2,644

当第1四半期連結累計期間において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。前連結会計年度において、当社は一時的でない価値の下落と判断した市場性のない持分証券に関して2,394百万円の減損損失を認識しております。前連結会計年度末における減損された市場性のない持分証券の公正価値は445百万円であり、観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル3に分類しております。

1 2 構造改革費用

前連結会計年度においては第3四半期以降、世界的な金融危機に伴い経済環境が急変し、需要低迷と為替の円高により当社グループの業績は全般に深刻な影響を受け、急激に悪化しました。当面、厳しい経済環境の継続が予想されますが、そのような状況下でも確実に成長し続けていくために、強靱な企業体質を構築することを目的としてグループ全体・全事業を対象に聖域を設けることなく、当連結会計年度より集中的に構造改革を断行し、徹底したコスト・経費削減を実施しております。なお、四半期連結損益計算書上、構造改革費用前営業利益を区分して表示しております。

当第1四半期連結累計期間では10,266百万円の費用が発生しており、四半期連結損益計算書上、構造改革費用に計上しております。また、当第1四半期連結会計期間末の債務残高は6,061百万円であります。当第1四半期連結累計期間に各セグメントにおいて発生した費用の内容及び債務残高は次の通りです。

(1) イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業については、世界同時不況で加速する市場縮小を見据え、販売、開発・生産機能について更なるスリム化を図るため、現像所拠点の統廃合や余剰設備の停止、及びこれに伴う人員スリム化等を実施しました。これに伴い、人員関連で2,000百万円、加速償却等の固定資産関連で493百万円、拠点閉鎖にかかる費用等で307百万円を計上した結果、合計2,800百万円の費用を当第1四半期連結累計期間に計上しております。また、当該債務の当第1四半期連結会計期間末における残高は人員関連で1,589百万円、拠点閉鎖にかかる費用等で181百万円であり、合計1,770百万円を計上しております。

(2) インフォメーション ソリューション部門

グラフィックシステム事業等において、販売拠点の統合や人員スリム化、一部生産拠点の縮小等を実施しました。これに伴い、人員関連で900百万円、拠点の縮小に伴う関連費用等で2,246百万円を計上した結果、合計3,146百万円の費用を当第1四半期連結累計期間に計上しております。また、当該債務の当第1四半期連結会計期間末における残高は人員関連で449百万円、拠点の縮小に伴う関連費用等で1,860百万円であり、合計2,309百万円を計上しております。

(3) ドキュメント ソリューション部門

ドキュメント事業については、組織の再編に伴う就労環境の変化を転機に、社外への転進を希望する社員に対して支援金を支払う特別転進制度等を導入しました。これに伴う早期割増退職金等により人員関連で4,320百万円の費用を当第1四半期連結累計期間に計上しております。また、当該債務の当第1四半期連結会計期間末における残高は1,982百万円であります。

なお、当連結会計年度において構造改革費用として総額約1,450億円の発生を見込んでおります。

1.3 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションでは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションでは、主に業務用分野向けにメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションでは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	前第1四半期連結 累計期間 (百万円)	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
イメージング ソリューション：		
外部顧客に対するもの	112,022	80,243
セグメント間取引	202	26
計	112,224	80,269
インフォメーション ソリューション：		
外部顧客に対するもの	265,226	204,580
セグメント間取引	410	377
計	265,636	204,957
ドキュメント ソリューション：		
外部顧客に対するもの	276,419	217,600
セグメント間取引	2,098	1,570
計	278,517	219,170
セグメント間取引消去	△2,710	△1,973
連結合計	653,667	502,423

b. セグメント損益

	前第1四半期連結 累計期間 (百万円)	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
営業利益（△損失）		
イメージング ソリューション	422	△9,695
インフォメーション ソリューション	26,288	4,617
ドキュメント ソリューション	20,153	3,624
計	46,863	△1,454
全社費用及びセグメント間取引消去	△932	△1,254
連結合計	45,931	△2,708
その他損益・純額	9,056	3,885
税金等調整前四半期純利益	54,987	1,177

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b.セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。

(2) 地域別セグメント情報

- a. 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における当社及び子会社の所在地別に分類した売上高及び地域別営業利益は次のとおりであります。

財務会計基準書第131号においては、地域別営業利益の開示は要求されておりませんが、当社は日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、補足情報として開示しております。

	前第1四半期連結 累計期間 (百万円)	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
日本：		
外部顧客に対するもの	388,365	307,756
セグメント間取引	112,038	71,563
計	500,403	379,319
米州：		
外部顧客に対するもの	104,827	77,040
セグメント間取引	4,750	4,519
計	109,577	81,559
欧州：		
外部顧客に対するもの	80,260	53,081
セグメント間取引	3,123	3,427
計	83,383	56,508
アジア及びその他：		
外部顧客に対するもの	80,215	64,546
セグメント間取引	79,975	53,196
計	160,190	117,742
セグメント間取引消去	△199,886	△132,705
連結合計	653,667	502,423
営業利益(△損失)：		
日本	38,526	△4,746
米州	360	△3,448
欧州	3,138	△3,125
アジア及びその他	7,995	3,036
セグメント間取引消去	△4,088	5,575
連結合計	45,931	△2,708

地域別セグメント間取引は市場価格に基づいております。なお、米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

- b. 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前第1四半期連結 累計期間 (百万円)	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
日本	289,588	244,393
米州	119,518	84,225
欧州	101,741	61,789
アジア及びその他	142,820	112,016
連結合計	653,667	502,423

(3) 主要顧客及びその他情報

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の販売金額はそれぞれ56,329百万円及び31,533百万円、購入金額はそれぞれ3,436百万円及び3,046百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間でそれぞれ3,209百万円及び2,841百万円計上し、主として研究開発受託関連費用をそれぞれ253百万円及び397百万円回収しました。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ27,139百万円及び36,872百万円、支払債務額はそれぞれ4,425百万円及び4,995百万円であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤義孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪鼻孝夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒尾泰則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷喜彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	尾	泰	則	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪	鼻	孝	夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室	橋	陽	二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記2(11)新会計基準に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—米国会計調査公報第51号の改訂」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。